

# 配偶者・パートナーからの暴力(DV)は

## 犯罪です

### 問い合わせ

男女共同参画課

五五―二七二四

五三一六六三

社会福祉課

五五―二七五八

五二―二二九〇

**「自分が悪いから...」と  
思い込んでいませんか**

あなたの言い方や態度が原因で、暴力が起きているわけではありません。ドメスティック・バイオレンス(DV)は、暴力を振るう側の問題です。あなたの努力によって、暴力がとまるということではないのです。自分を責めないでください。

---

**あなたには、  
安心して安全に  
暮らす権利が  
あります**

**「子どものために...」と  
我慢していませんか**

子どもを危険な目に遭わせることだけでなく、暴力を見せることも、子どもへの虐待になります。暴力は身体だけでなく、心にも重大な影響を与えます。子どももドメスティック・バイオレンス(DV)の被害者になってしまいます。

ドメスティック・バイオレンス(DV)とは

配偶者やパートナー、恋人からの暴力のことです。

配偶者：男性、女性を問いません。事実婚の相手

や元配偶者も含まれます。

暴力：身体的暴力だけでなく、心理的脅迫・性的強要・経済的暴力も含まれます。例えば、行動を監視したり、生活費を渡さな

かったりする行為も含まれます。

また、ドメスティック・バイオレンスは、大人だけの問題ではありません。中・高生や大学生など、未成年者の間でも起こります。

深刻な社会問題になっています

ドメスティック・バイオレンスは犯罪です。これは、重大な人権侵害で、被害者の多くが女性です。

平成十五年四月に公表された内閣府の調査によると、女性の約五人に一人が配偶者などから被害を受けた経験があると、報告されています。現在、ドメスティック・バイオレンスは深刻な社会問題になっています。

身近にドメスティック・バイオレンスで悩んでいる人がいるときは、相談窓口を教えてください。一人で悩んでいるあなたは、ぜひ相談してください。

だれもが生き生きと暮らせる社会になるために...

### ▶▶▶ 一人で悩まずにご相談ください ▶▶▶

女性相談員があなたの話を聞き、ともに考え、問題解決に向けて支援します

相談窓口	DV(配偶者からの暴力)相談	女性のための相談室
とき	月～金曜日 9:00～17:00 (休日・祝日、年末年始を除く)	月～金曜日 9:00～12:00、13:00～16:00 (休日・祝日、年末年始を除く)
ところ	市役所 4階 社会福祉課 55-2758	フィランセ西館 3階 男女共同参画センター 64-8997
相談方法	電話または面接(要予約) 予約がなくても、緊急時は随時受け付けます。	